

平成24年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成24年6月12日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 1号 平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第35号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第36号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第37号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第38号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第39号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第40号 永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第41号 除雪ドーザー(8t級)の取得について
- 第11 議案第42号 除雪ドーザー(11t級)の取得について
- 第12 議案第43号 消防ポンプ自動車の取得について
- 第13 議案第44号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第14 議案第45号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第15 陳情第 5号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1番	小畑	傳	君
2番	滝波	登喜男	君
3番	金元	直栄	君
4番	齋藤	則男	君
5番	長岡	千恵子	君
6番	原田	武紀	君
7番	川治	孝行	君
8番	川崎	直文	君
9番	多田	憲治	君
10番	上坂	久則	君
11番	長谷川	治人	君
13番	松川	正樹	君
14番	渡邊	善春	君
15番	伊藤	博夫	君
16番	上田	誠	君
17番	酒井	要	君
18番	河合	永充	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄	君
副町	長	田中博次	君
教育	長	青山慶行	君
消防	長	中村勘太郎	君
代表監査委員		小山和男	君
総務課	長	布目洋一	君
企画財政課	長	小林良一	君
監理課	長	南部顕浩	君
建設課	長	山下誠	君
農林課	長	河合淳一	君

永平寺支所長	酒井暢孝君
上志比支所長	清水満君
福祉保健課長	長谷川斉男君
住民生活課長	市岡栄二君
環境課長	椛山勇君
会計課長	加藤茂森君
子育て支援課長	伊藤悦子君
税務課長	山田和郎君
商工観光課長	酒井圭治君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君
町立図書館長	中村耕夫君
上水道課長	山本清美君
下水道課長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る6月6日、町長より平成24年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと、心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力よろしくお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策と原子力発電所の停止に伴い、全国的に電力使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

ただいまより平成24年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

まず、会議事件の説明者として、町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

次に、本議会に提出されました案件は、町長提出として承認7件、報告1件、補正予算2件、条例制定4件、財産取得3件、組合規約変更2件、諮問1件となっています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力よろしくお願ひします。

それでは、日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（河合永充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、金元君、4番、齋藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日、6月12日より6月26日までの15日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、6月12日より6月26日までの15日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 平成24年第2回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、提案いたします議案について、ご説明いたします。

アユ釣りの解禁日を間近に控えておりますが、気象台は今月9日に「北陸地方が梅雨入りした」と発表しております。これは平年より3日、昨年より9日早く、これから雨の季節となってまいります。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。

第2回定例会のご案内を申し上げたところ、お忙しい中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月4日に内閣改造が行われましたが、社会保障と税の一体改革に伴う消費増税関連法案の審議、東京電力福島原子力発電所事故の対策や、関西電力大飯原子力発電所の再稼働を巡るエネルギー政策など、大きな課題が山積しております。いずれも国民生活に密着した課題であることから、国民の視点に立ち、中長期的な観点から議論を進め、すべての国民が納得のいく対応をされるよう強く望んでいるところであります。

さて、ことしも4月14日から23日にかけて地区別町政懇談会を開催し、町内8地区で400名の皆様にご参加をいただきました。町からは、現在進めている重点施策や新たな事業への取り組み、それぞれの地域の特性や地域の状況などを踏まえた課題等を説明するとともに、町民の皆様からは町政に対する建設的な

ご意見、ご提案を数多くいただきました。今後の町政運営、事業推進に十分反映していきたいと考えております。

2巡目となる福井国体につきましては、3月定例会で申し上げたところですが、ソフトボール競技一般女子の部の開催も確定し、本町はバスケットボール競技、ハンドボール競技とともに3つの競技の会場地となりました。市以外に3競技を開催する町はほかになく、今後、会場となる施設の整備を初め、全町挙げて準備を進め、でき得る限りの支援と協力をしたいと考えております。

また、本年7月21日には、夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会を松岡河川公園を会場として開催いたします。平成19年、平成20年に引き続き、ことしで3回目の開催となりますが、子供から高齢者まで、これまで以上に多くの町民の皆様のご参加を期待しているところであり、また全国に永平寺町の町の姿を広く発信できる絶好の機会であると考えております。

さらに8月には、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が北信越地区で開催され、福井県では、ホッケー、体操、なぎなた、バドミントンの4競技が行われ、本町はバドミントン競技の会場となっております。

全国から選手・役員を初め多くの来場者が訪れることとなっており、商工会やJA、企業者グループの皆さんなどと連携し、永平寺町の自然や観光、食と特産品など、町の魅力を大いに広めたいと考えております。また、県外からの来場者の方々に大本山永平寺参拝のためのシャトルバスの運行も予定しております。

次に、道路網の整備について申し上げます。

中部縦貫自動車道につきましては、現在、福井北インターチェンジ周辺の路帯盛土工事を行っております。吉野塚地区では国道416号を横断する地下道の工事が進められており、そのための迂回路が供用されております。

谷口地区におきましては、高架橋の下部工事が発注され、本線予定地の立木の伐採が進められており、花谷地区から光明寺地区にかけても道路築造工事が行われており、その掘削した土を新しい福井北インターチェンジの整備に活用しております。

浅見地区では、完成したトンネルから東側の改良工事が進められており、地中熱を利用した無散水による融雪設備の工事も行われております。

また、一般県道栃神谷鳴鹿森田線（機能補償道路）につきましては、浅見地区から犀川にかかる新たな橋梁の整備が予定されております。今月下旬には、橋台の工事に着工することになっており、平成24年度の完成を目指し、精力的に整

備を進めているところであります。

それでは、今回ご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成23年度一般会計の補正予算についてであります。地方交付税や国庫支出金、県支出金等の額が確定したことによる歳入の補正、各事業等の事業費確定に伴う歳出の補正と財源更正を行いました。地方交付税は2億2千万円余、基金積立金2億4千万円余が主な内容で、総額1億7,209万2,000円の増額となっております。

23年度末の財政調整基金の額は22億7,980万円余を確保することができました。また、単年度実質公債費比率も14%台の見込みとなり、さらに健全化が図られ、健全な財政運営ができたものと考えております。

この補正予算につきましては3月28日付で専決いたしましたので、そのご承認をお願いするものであります。

次に、平成23年度介護保険特別会計の補正予算につきましても、介護サービス給付費等の額の確定に伴い、所要の補正を行ったものであり、総額1,506万8,000円の増額となっております。

永平寺町税条例及び永平寺町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

地方税法等の法律が改正されたことに伴い、本町のそれぞれの条例を改正する必要が生じたので、3月31日付で専決により処分いたしました。本定例会でご承認をお願いするものであります。

次に、平成24年度一般会計補正予算について申し上げます。

町道認定無効確認請求に係る控訴費用として、弁護士報酬を増額しております。また、町簡易水道事業会計の廃止に伴い、基金を清算するための所要の補正を行いました。4月3日付で専決により処分いたしましたので、ご承認を願うものであります。

平成24年度上水道事業会計の補正予算につきましては、ただいま申し上げました簡易水道基金の清算に伴うものであります。

次に、損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

町公用車による交通事故の相手方に対する損害賠償の額が示談によって確定いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

平成23年度一般会計繰越計算書の報告につきましては、永平寺口駅周辺整備事業ほか9つの事業について繰り越しをいたしましたので、その金額や財源等に

ついて報告するものであります。

次に、平成24年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

まず、民生費におきまして、幼稚園の空調設備を改修することとしております。農林水産業費におきましては、町木である油桐の活用を図るため、地域を活かす特産品振興事業に取り組み、また県営事業により、農業用ため池の漏水対策を講ずることとしております。

教育費におきましては、小学校低学年の児童の運動習慣づくりと体力の維持向上を図るため、小学校低学年体育支援事業に取り組み、体育授業の充実を図ることといたしました。本年度は、松岡小学校を実践校に指定しております。

また、町内の中学校3校に「緊急地震速報システム」を導入し、これを活用した避難訓練の実施や危機管理マニュアルを見直すことなどを通して、学校における防災教育や防災管理の充実を図ることとしております。

以上により、総額1,202万6,000円を増額いたしました。これら歳出の財源となります歳入では、県支出金と繰越金を増額しております。

次に、平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

中部縦貫自動車道の整備に伴い、吉野地区において下水道管の布設がえを行う必要が生じたので、国からの受託事業として本年度は仮設工事を行うこととしており、総額664万円の増額となっております。

次に、条例の一部改正が4件でございますが、いずれも法律の改正に伴い改正する必要がありますので、提案するものであります。

車両の取得3件につきましては、除雪ドーザーと消防車両の取得について、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の規約の変更につきましては、本年9月1日から組合の事務所の位置を変更するため、同組合から協議を求められておりますので、議決をお願いするものであります。

福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、法律の改正に伴い変更する必要があるため、同連合から協議を求められておりますので、議決をお願いするものであります。

最後に、人権擁護委員候補者の推薦であります。委員1名が本年9月30日に任期満了となりますので、法律の規定に基づき、その推薦について議会の意見を求めるものであります。

これら提案いたします議案等につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要と所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

～日程第3 報告第1号 平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（河合永充君） それでは、日程第3、報告第1号、平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました報告第1号、平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告をさせていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

それでは、主なものについてご説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、永平寺口駅周辺等整備事業3、816万円につきましては、平成23年度内に所有権移転登記が完了できないことから、土地分筆登記及び所有権移転登記委託料と用地取得費の精算金相当額を繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、健康福祉施設整備事業2、000万円につきましては、源泉用途設備工事において温泉動力設置許可が昨年12月下旬であったため、年度内に事業が完成できないことから、事業費を繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、道路改良事業2、610万円につきましては、町道松岡100号線の道路改良工事において、地元調整と材料調達に不測の日数を要したことから、事業費を繰り越しさせていただいたものでございます。

同じく、項4都市計画費、松岡公園整備事業1、200万円につきましては、松岡公園の整備において整備内容の変更と材料調達に不測の日数を要したことから、事業費を繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、小学校施設耐震補強等事業9、251万

1,000円につきましては、事業採択及び内示が昨年12月末であったため、年度内に事業が完成できないことから事業費を繰り越しさせていただいたものがございます。

同じく、項3中学校費、中学校施設耐震補強等事業1億3,323万8,000円につきましても、事業採択及び内示が昨年12月末であったため、年度内に事業が完成できないことから事業費を繰り越しさせていただいたものがございます。

次に、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業610万7,000円につきましては、昨年の集中豪雨により被災しました農地について、国庫災害復旧事業の採択を受けましたが、資材の調達難など年度内の完成が困難となったことから、事業費の繰り越しをさせていただいたものがございます。繰越額は10事業、3億3,388万2,000円でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金といたしまして1億1,963万8,000円、合併特例債、補正予算債などの地方債が1億6,950万円、一般財源は4,474万4,000円でございます。

以上、報告第1号、平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 一番上にある永平寺口周辺整備事業、所有権の移転登記ができないということですが、何か特別難しい問題があつてのことなのかということ、もう一度説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、健康福祉施設整備事業で、いわゆる許可がおくれたのか、そういうことからおけているということですが、昨年12月のことから、どうしてもこうなっているのかということも、内容も含めて少し示していただくとありがたいと思います。

あと、いろんな事業で材料の調達のおくれがあるということが言われるんですが、そこもやっぱり少し詳しく説明しておいたほうが私いいと思うので、そこも聞きたいと思いますね。

それに、学校の耐震補強工事、これも内示遅かったということですが、どうい

うものをどういうふうにするのかということもちょっと説明いただければありがたいと思いますが。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 一番初めの所有権移転登記、これの件でございますが、実はこの事業が繰り越しさせていただいた主な要因といたしましては、境界確定、これにちょっと土地の所有者の方がいろいろご指摘がございまして、その辺でちょっと時間を費やしたのが一番の原因でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 健康福祉施設整備室の繰り越しの件でございます。今説明させていただきましたとおり、12月下旬に源泉の動力申請の許可がおりてまいりました。その後、1月に入りまして入札をさせていただきましたが、その入札の内容としまして、ポンプ、それから除鉄システムなどの整備というんですか、発注の中に含まれておりますが、その品物自体を受注生産でございまして、生産するのに3カ月か4カ月必要になると。そして、それからの設置になるということで繰り越しをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 材料の調達のおくれの件でございますが、去年は特に東日本大震災による製品のおくれ、それと製品の特殊性ということで受注生産にある一定の機関を要したということでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 教育費の耐震補強工事の件でございますけれども、小学校につきましては、志比小学校、それから志比南小学校の2棟ということでございます。

それから中学校につきましては、松岡中学校と永平寺中学校の耐震補強工事ということでございまして、交付金につきましては学校によっても違うわけでございますけれども、10月31日ごろまでが一番長い工期ということで、早いところにつきましては夏休みいっぱい終わる予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 災害復旧事業につきまして、資材の入手困難という要件もございますが、昨年10月に査定を受けまして、国の決定を受けましたのが年末ということで発注が1月ということで、実際に2カ月の工期で資材はある程度入ってくる可能性もありましたけれども、あと冬期間の盛土をする必要がございました。そのために、できるだけいい状態で工事をしたいということで、繰り越しをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 永平寺口周辺整備事業ですが、境界確定の問題ということですけれども、こういう事業は境界確定がもしあるとしたら、それは結構時間かかるというのは普通なんですね。

例えば旧松岡の市街地なんかも震災復興でいわゆる整備されていますけれども、確定測量はされていないということですから、そういうことが間々あるということになれば、いろんな事業について、そういう意味では繰越明許という形でなしに、年度をまたいだ事業計画ということをやっぴり当初から見込んでいくとかいうことも含めてしていくべきではないかなって思うとる。

特に境界の問題ではちょっといろいろな問題が起こると大変なこともありますので、そんなことも当初から計画する必要があるのかなと私は思っています。

あと、健康福祉施設等の問題についていいますと、受注生産のため。例えばその機械の性能が受注生産でいくと新たにつくる。その性能がきちっと当初の目標どおりあるのかどうかというようなことなんかは、やっぱり確認はどういうところでされるのかというのはちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今おっしゃるとおり、当然、発注する場合にはカタログ等のそういうようなもので発注させていただきます。納品されてきたときには、そういうふうなことが、性能があるかどうか、担当のほうでちゃんとした性能の確認をさせていただきまして設置するというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 企画財政課から、先ほどの件でございますが、これにつきましては今後十分検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成23年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第4 議案第35号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第36号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第4、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてと日程第5、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてと日程第5、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第2号）からご説明をいたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万6,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を88億1,618万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、57ページの第1表歳入歳出予算補正によることとさせていただきます。

初めに、歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、会場借上料11万円につきましては、議会報告会を開催するに当たり、各地区の集落センターなどの会場借上料として1会場5,000円として22会場の借上料を計上させていただきました。

次に、款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費、なかよし幼稚園施設改修工事費794万4,000円につきましては、なかよし幼稚園の空調設備が損傷したため、空調設備の整備費を計上させていただきました。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費83万2,000円につきましては、地域を活かす特産品振興事業として地域の資源である油桐などの特産品を活かした特産品振興事業により、地域の活性化を図るため、事業費を計上させていただきました。

同じく、目4 農地費、農村災害対策整備事業負担金180万円につきましては、谷口地区のため池に亀裂が生じており、崩壊するおそれがあるため、福井県が事業主体でため池改修を実施することになりましたので、ため池計画調査費720万円の4分の1でございます180万円の町負担分を計上させていただきました。

61ページをお願いいたします。

款10 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費114万円につきましては、学校安全防災推進事業として町内の中学校における防災教育と緊急地震速報への迅速な対応を図るため、緊急地震速報システムの整備と学校防災アドバイザーによる講習会などの事業費を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入であります。59ページをお願いいたします。

款14 県支出金、項2 県補助金、目5 農林水産業県補助金、地域を活かす特産品振興事業補助金45万円につきましては、地域の資源である特産品を伝統技術の伝承等により再興し、地域の活性化を図るため、県補助金を計上させていただきました。

次に、款14 県支出金、項3 県委託金、項2 教育費県委託金、学校安全防災推進事業委託金40万円につきましては、緊急地震速報システムを活用した避難訓練や学校防災アドバイザーによる防災教育や防災管理など、危機管理の強化を図る学校安全防災推進事業に係る県委託金を計上させていただきました。

次に、款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、純繰越金1,097万6,000円につきましては、6月補正予算に係る財源として平成23年度からの純繰

越金を計上させていただきました。

以上、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の64ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億2,689万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては65ページの第1表歳入歳出予算補正予算によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明をさせていただきます。

68ページをお願いいたします。

款2農業集落排水事業費、項2農業集落排水建設費、目2松岡地区農業集落排水建設費、管路仮設工事費664万円につきましては、中部縦貫自動車道道路整備において松岡吉野地区の汚水管路移設の延長が増となり工事費が増額となりましたので、増額分を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入であります、67ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2受託事業収入、目1受託事業収入、松岡吉野地区汚水管路仮設工事補償金664万円につきましては、歳出の説明と同じく工事費が増額となりましたので、国からの工事補償金10分の10の補償金を計上させていただきました。

以上、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第35号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてと日程第5、議案第36号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正についての2件を、会議規則第39条第1項により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、本件を予算特別委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第6 議案第37号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第7 議案第38号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第6、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第7、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第7、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(市岡栄二君) ただいま上程いただきました議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

初めに、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案書69ページをお願いいたします。

この改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、政令により施行期日が平成24年7月9日と定められました。住民基

本台帳法の改正により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法は廃止となります。このため、条例中の外国人登録法の引用箇所及び「外国人登録原票」「外国人登録証明書」等の用語についての改正。また、住民基本台帳法施行令、同法施行規則の改正により、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として通称の記載ができることとなり、通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いについての改正が必要となったための改正であります。

第2条の改正では、外国人住民の住民基本台帳法適用対象の追加及び外国人登録法の廃止に伴い、第2条第1項第2号を削ることとなりますが、同項に規定される号が1号のみとなるため、同項第1号の規定を本文中で規定する改正でございます。

第4条の改正につきましては、文言の改正及び外国人登録法の廃止に伴う改正であります。

第5条の改正につきましては、外国人住民の通称を用いた印鑑の登録を可能とする改正でございます。同条に新たに第3項を設け、非漢字圏の外国人住民について住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑の登録を可能とする条文の追加でございます。

第6条の改正は、外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録証明書に記載することとする改正でございます。

第11条の改正は、外国人登録法廃止に伴う改正であり、第12条の改正につきましては、外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記の変更並びに外国人住民でなくなったことを町長が知った場合には、職権により印鑑登録を抹消することができる改正でございます。

施行期日は、平成24年7月9日でございます。

続きまして、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。

議案書71ページをお願いいたします。

この改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布されまして、政令により施行期日が本年7月9日と定められたことに伴いまして、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する必要が生じたための改正でございます。

第1条中、住民基本台帳法第30条の44第8項を同法第30条の44第12

項に改めるものでございます。

住民基本台帳法改正により、同法30条の44に4つの項が新しく設けられたため、第8項が第12項に繰り下がったためでございます。

施行期日は、平成24年7月9日からでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 議案第37号の印鑑登録証明に関する条例の一部を改正する条例のところでの質問ですが、いわゆる住民基本台帳法の施行によってということですが、例えば外国人登録法が廃止になったことによるいろんな内容の変更も含めて示されましたけれども、かなり大きな変更ではないかと私は思うんですが、そのねらい、目的がわかったら示してほしいのが一つですね。

2つ目は、議案第38号の住基カードの利用に関するものですが、新たに加わった4項というのは、具体的には出てこないんでわからないんですね、私たちは。だから本当は国から来た通達にはそれらも示されているんだと思うんですね。何でそんな資料が出てこないのかなど。

それと、例えばそれで新たに加わった4項の中に大事なことはないのかも含めて、ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） 住民基本台帳法の改正でございますが、主な改正というのは、外国人住民にも住民票というんですか、住民基本台帳法にのっとって住民票が作成されることということで、そういう外国人住民の方々の利便性の向上、また行政の合理化を図ることが一応目的ということでこの法律が一応施行されてございます。

それと、新しく住基法で4つの項目が加わったということですが、じゃ、新しく加わった項目ですが、4項目ございまして、ほとんどが住民基本台帳カードの交付関係でございまして、ちょっと読ませさせていただきますと、新しく5項ができて、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。これが新設の第5項。

第6項が、前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

次の新しく第7項で、第5項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8項はそのままで、9項に新しくまた1項できまして、住民基本台帳カードは住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

この4つの項が新しくできた項でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、議案第38号では新たにこうやって4項読んでいただきましたけれども、現実的には住基カード利用に関する条例の新旧対照表でも8項を12項に変えるということがかわっているだけで、内容について示されていないですね。できたら、国からの通達の中にはそういう内容も含めて示されているので、みんなに知っていただくことは住民に知っていただくことにもなりますので、議員に示すということは。そういう意味では、そういう資料も一緒に出してほしいというのが私、先日言った内容です。ぜひまたそんなことも含めて、付託された暁には論議したいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第37号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第7、議案第38号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件を教育民生常任委員会に

付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第8 議案第39号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第8、議案第39号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） ただいま上程されました議案第39号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の72ページをごらんくださいませ。

本条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法が一部改正されました。この改正を受けて、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準の条例を定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令が公布されました。これらの改正により、従来は法律で規定されていた公民館運営審議会の委嘱任命基準は、省令の基準を参酌し、条例で定めることとされました。そのため、本町におきましても公民館運営審議会委員の委嘱任命基準を定める規定を設ける必要がありますので、本定例会に永平寺町公民館条例の一部条例改正案を上程するものであります。

説明資料27ページに新旧対照表が記載されておりますので、ごらんくださいませ。

現行法第7条公民館運営審議会の構成では、「公民館運営審議会の委員は社会教育法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。」となっております。改正案では、「公民館運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱する。」と改めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第39号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第9 議案第40号 永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第9、議案第40号、永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

図書館長。

○図書館長(中村耕夫君) ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案書の73ページをお願いしたいと思います。

図書館法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されました。これによりまして、これまで図書館法で定められておりました図書館協議会委員の任命基準が削除され、当該基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、地域の実情に応じ、地方公共団体の条例で定めることとされました。

これによりまして、任命基準として必要な事項を新たに条例中に規定するため、永平寺町立図書館条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、条例第5条の見出しを組織及び委員の任命基準に改め、5条1項に任命基準となる学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、その他教育委員会が適当と認める者を規定をさせていただくものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第40号、永平寺町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第10 議案第41号 除雪ドーザー(8t級)の取得について～

～日程第11 議案第42号 除雪ドーザー(11t級)の取得について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第10、議案第41号、除雪ドーザー(8t級)の取得についてと日程第11、議案第42号、除雪ドーザー(11t級)の取得についてとの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第41号、除雪ドーザー(8t級)の取得についてと日程第11、議案第42号、除雪ドーザー(11t級)の取得についてとの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(山下 誠君) ただいま上程いただきました議案第41号、除雪ドーザー(8t級)の取得につきまして、最初にご説明を申し上げます。

議案書の74ページをお開きください。

除雪ドーザー(8t級)の取得に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1 名称・数量、除雪ドーザー(8t級)1台。2 契約方法、指名競争入札。
3 契約金額、1,191万7,500円(うち消費税相当額56万7,500円)。4 契約相手方、住所、福井市大町2丁目901、氏名、北陸川崎産業株式会社代表取締役、コバヤシヤスヒロ。

次に、議案第42号、除雪ドーザー(11t級)の取得につきましてご説明申

上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

除雪ドーザー（11t級）の取得に当たり、先ほどと同じく地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 名称・数量、除雪ドーザー（11t級）1台。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、1,389万1,500円（うち消費税相当額66万1,500円）。4 契約相手方、住所、福井市主計中町第13号7番地、氏名、コマツサービスエース株式会社取締役社長、佐野俊和でございます。

以上よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） それについては、あんまり 物ではないんですが、ちょっと状況を知りたいので、導入の目的とかそういうようなのをお聞きしたいと思います。

つまり、この8t級と11t級の除雪ドーザーの導入ですが、購入ですが、何台か廃車することでこの2台を入れることになるのか、つまり、更新か、新たに導入するのか。その辺はどうするのかというのが一つ。もう一つは、購入後はどう扱うのか、その管理の方法についてちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今回の2台の導入につきましては、廃車は行わず、新車にてこのまま取得をすることとなっております。また、購入後の管理でございますが、現在の計画の中におきましては、上志比管内に2台を入れさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私がお聞きしたかったのは、つまり今まで除雪体制の中で、いわゆる除雪機器が不足していたからこの2台を導入するのかということがお聞きしたいのと、あと導入後はどうするのかという意味で町の職員が管理するのか。これまでの方針ですと業者に機械を委託して、いわゆる除雪に当たると。ただ、これがいいかどうかについては、いろんな状況もあるかと思うので、その辺もお

聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今回、除雪の体制に対して強化をするというような考えの観点から立ちまして、現在、2台を導入するという事になっております。

それと、今回の町の除雪車につきましては、今の計画のところ委託のほうで貸与というようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今はそうではないのかもしれないんですが、貸与のときにはちょっといろんな問題も生じたのではないかと。例えば除雪時間、除雪への対応のおくれ、また除雪の仕方、それはなれによってそれは解消されるのかとは思わなくてもないですが、これからもこういう町が購入して業者に貸与していくということをやられていくのかというのをひとつ確認したいんです。

特に最近業者というのはこういう大きな機械を、大きな学校みたいなものも含めて持つことがだんだんなくなってきていることからのある意味苦肉の策なのか。

業者数の減少も含めてあるのか。そんなことも示していただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどのご指摘がございました貸与によって除雪のおくれ、あるいは除雪の手法に対する課題があるのではないかとというようなご指摘でございますが、やはりここ3年ほど経過いたしまして、やはり業者の方もなれをいただきまして、ことしにつきましてもかなり雪も多く降ってございましたが、大きなおくれあるいは大きな課題にはなかったというふうに感じております。

また、今後もこのような対応をしていくのかということでございますが、やはり除雪計画の中で上志比管内のほうにおきましては、ちなみに今回、8台のドーザーを投入することになります。以前は6台でございました。そういうことから、除雪の延長を今までは1台、単純には申し上げることはできませんが、約7キロを除雪をしていたものが5.4キロに変わってくるというようなことから非常に投資の効果はあるのではないかとというふう考えております。

今後、やはり除雪の台数を計画的に導入することも検討しながら、また古い機械の修理費とこの導入との比較の対応も考えていかなければならないかと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第41号、除雪ドーザー（8t級）の取得についてと日程第11、議案第42号、除雪ドーザー（11t級）の取得についてとの2件を、会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第12 議案第43号 消防ポンプ自動車の取得について～

○議長（河合永充君） それでは、日程第12、議案第43号、消防ポンプ自動車の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ただいま上程いただきました議案第43号、消防ポンプ自動車の取得につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の76ページをお開きください。

消防ポンプ自動車の取得にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1つ、名称・数量、消防ポンプ自動車消防団車両CD-I型1台。2番、契約方法、指名競争入札。3つ目でございますけれども、契約金額1,669万5,000円、うち消費税相当額が79万5,000円でございます。4、契約相手方、住所、福井市春山1丁目7番19号、氏名、栄冠商事株式会社代表取締役、長谷川高士でございます。

以上、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 消防ポンプ車のことについて、特に反対するとかということ

でないんです。ちょっと傾向だけお聞きしたいんですが、これはキャブオーバーの3トン車、大型だということをお聞きしています。

ただ、最近、いわゆる地域の消防団が持つ車両が、いわゆるこういうポンプ車としては大型化しているんでないかなと思うんですね。それをいわゆる地域の団が持って、そういう団にふさわしいものなのかどうか。もう少し小さいほうが小回りもきいて扱いやすいということはないのか。そんな考えがちょっとこれまで聞いたことなくそれなりの大きさになってきているんで、その辺はどう考えているのかお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ただいまの各消防分団が持つべき消防機器の状況ですけれども、計画としましては今までは、従来は永平寺町が合併する前は、市町村での各集落ごとに管理していたところ、または地区ごとに管理していたところ、いろいろさまざまでした。それを合併しましたんで、やっぱり均等な力、消防力というふうなことを考慮しまして、そこら辺を調整させていただきました。

そこで、今まで各、例えば永平寺地区におきますと、永平寺を4個分団か5個分団になっておったところがございますけれども、それを3個分団にしました。その中身は、例えば1地区の分団でありますとそれぞれの集落に可搬ポンプ積載車または動力ポンプを置き、または消防ポンプ自動車を備えておって、各集落に1台ずつそういったものものがあつたわけがございます。

例えば上志比村で言いますと、その1分団、2分団、3分団を2個分団にさせていただきました。その辺を1個分団、2個分団にしたわけがございますけれども、そこは1個の分団が消防ポンプ自動車1台、CD-I型、このキャブオーバーではないですけどボンネット型のポンプ自動車ですけれども、それと可搬ポンプを積載した積載車とペアで各分団に車庫を備えて体制をとっていたわけがございます。それらを均等に強力な体制を持つにはどのようにというふうな計画で合併後、19年から始まりまして20年に整備をさせていただきます。計画どおり、議会を経て、今、御陵地区がそれになったわけがございます。またその後、北地区も整備させていただきました。次に、松岡町全体でいきますと、今均等になっていないのは吉野地区が可搬ポンプ積載車のみでそういうふうにご用意、また計画ですけれども、これは順次計画させていただいているところがございます、そういうふうな状況でございます。

ここの7分団、ここは前は昔は特設分団といいましたけれども、ここにも分団

がございますけれども、ここは旧町内ですけれども、そこには今ここに消防ポンプ車1台が備えてあるところでございます。

すべてが今計画どおりおさまっているかということ、今中途半ばというような感じで、順次、永平寺地区を今、それも消防ポンプ車が老朽化してまいりましたので、それでやっとな更新ができるというようなことで今計画しておりますので、その耐用年数等々も考慮しまして、順次、そういうような整備を図っているところでございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第43号、消防ポンプ自動車の取得についての件を会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第13 議案第44号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第13、議案第44号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第44号について説明をいたします。

本年9月1日から福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務所の位置を福井市からあわら市に変更することにつきまして、同組合から協議を求められておりますので、議決をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） どういう理由で移転されるんですか。

これは数々問題になっていることもあって、やっぱりある意味、加わっていた事務組合が撤退することによってそこから出ていけという、ある意味、そういう状況があったわけですから、そんなことも含めて、僕ら議会としては、私、議員としてはその辺を一遍きっちり説明しておいてもらいたい。町民にもそれは知っておいてもらったほうがいいと思っているので、質問させていただきます。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） このことにつきましては、組合のほうから説明をいただいております。

ご承知のとおり、福井坂井地区広域市町村圏事務組合が共同利用しております電子計算の共同利用、これにつきまして福井市がこの事務から抜けております。そういうことで、現在の福井市にございます事務所では大型の汎用コンピュータ等も設備をしておりましたけれども、このことにつきましてもこのコンピュータの利用形態もこれまでのような形ではなくして、外部の民間の企業のコンピュータを利用するといったことに変更になります。そういったことから、福井市の現在の事務所の利用は必要でなくなるといったようなことがございます。

そして、その使用料等も高額ということもございまして、今後はあわら市のほうにあります組合の施設、清掃施設でございましてけれども、こちらのほうで事務をするということになったわけでございます。そういうことで、これからはそういう形で組合の事務を遂行するというところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 福井市が事務組合から抜けるということで、独自のシステムでいろんなことをやるということで移転を余儀なくされたということだと思っておりますね。今ちょっと聞いてみると、フェニックス・プラザそのものがあれはどこの施設になるのかって、そこへ入った経過等からいって、これはある意味抜けるからそこから出ていけということになったのか、出ていくということになったのかわからんですが、そんな経過もどうなのかというのを聞きたいし、あとは移転費用は、これはやっぱりどこが持っているのかな。

抜けたのは勝手に抜けたんですよ。本来でいったら、構成したときの構成団体にいろんな経費をいろんな割り方によって持っていくというのがそうなんですけど、勝手に抜けることになるとあとの維持管理が大変になるというのが生じてくるんですね。

私は、この福井市のやり方は、決まってしまってから後で各自治体に説明した。

議会の承認も得ているとかということがあったと聞いていますが、そんな話は大体話が決まってしまうからしか議会には伝わってこなかった経過があります。

そういう経緯からいって、そんな費用も含めて、本来でいったらどこが持つのかということも含めて、十分協議する必要があるんでないか。本来、こうやって離別してしまうということは、徹底してけんかもしたのかといようなのもちよつと聞きたいですね。

僕はちょっと大きいところのおごりがあると率直に思いますけどね。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、今、金元議員は、広域圏から福井市が脱退するというふうなことをちょっとおっしゃっておりますけれども、そうではなくて、電算の共同利用事務から福井市が抜けるということでございます。

清掃業務、広域観光に関するそういった事務は今後も引き続き福井市はこの組合の中で我々と同様に事務を遂行するというところでございます。

そういうことで、今、福井坂井地区から福井市が完全に脱退するというところでございますので、それはまず申し上げておきます。

そして、今回のこの移転に伴う費用につきましては、これは組合のほうの予算で計上をしておるはずでございます。それにつきましては、組合の構成団体が負担金の中で負担をしていくということになるかと思えます。

そういうことで、福井市にある事務所が福井市が電算共同事務から抜けたことによってそこを出なければならぬと、そういうことでは多分ないというふうに我々は思っております。

今の、先ほども言いましたように、コンピュータとか、無停電装置、そういうものが今後は必要でなくなるといったようなことから、行政改革の一つ、組合における行政改革の一つというふうなことも聞いておりますので、その辺のところをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これが参考になるかどうかはわかりませんが、私も土地改良区に関係しています。土地改良区では、区域内にある土地を持つ人たちが面積に応じて負担金を賦課金という形で提出しています。もしそこが転用して、農地でなくなる場合、これがいいかどうかわかりませんが、転用決済金ということで何年分かの賦課金をもらうことになっています。それをもらって、かなり多くの土地改良でやっているんですが、本来、事務組合の事務をやっていく。事務組合か

ら抜けるんでなしに事務をやっていくそこから抜けるということですが、それらについても僕は応分の負担は当然、本来でいったらもらうべきやと私は思っています。それが普通の常識やと思うんですね。自治体にはそういう常識がないのかなというのはお話の中で聞いているんで、そこはやっぱり出ていくからにはそれなりのことがあったんだろうと思うんで、それはきちっとやっぱり求めていく必要があるということだけ今言っておきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第44号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第14 議案第45号 福井圏後期高齢者医療広域連合規約の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第14、議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） ただいま上程いただきました議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明をいたします。

議案書78ページをお願いいたします。

この変更は、平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されまして、政令により施行期日が24年7月9日と定められ、また外国人登録法が廃止、住民基本台帳法施行令、同法施行規則の一部が改正されることにより、外国人住民も住民基本台帳法が適用されることとなり、福井県後期高齢者医療広域連合規約を改正する必要性が生じたためでございます。

別表第2、備考中1及び2の「及び外国人登録原票」を削る変更でございます。

施行期日は平成24年7月9日でございます。よろしくご審議いただきご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第45号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第15 陳情第5号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第15、陳情第5号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書の件を議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これを持ちまして本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれを持ちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、あす13日から17日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、あす13日から17日までは休会することに決定しました。

なお、18日は定刻より本会議を開会しますので、ご参集のほどよろしく願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時25分 散会)